

答 申

第 1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）において、特定されていない文書のうち別紙に掲げるものについては、改めて特定を行い、開示又は非開示の判断をすべきである。

第 2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和 2 年 4 月 4 日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成 8 年岡山県条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して、次の（1）から（5）までに列挙する公文書の開示請求を行った。

- （1）平成〇年〇月〇日付けで、県道〇〇〇〇線に関する計画協議を、岡山県が〇〇市長に依頼しているが、その結果についての協議録を、図面とともに開示願いたい。
- （2）上記（1）の文書が作成されていない場合は、その理由について文書を作成して開示願いたい。
- （3）この協議が完了しているのか、未完了なのかについて情報公開願いたい。
- （4）この協議はまとまっておらず、未完了と聞いているが、情報公開願いたい。
- （5）この事業において平成〇年〇月に、計画協議区間について工事が発注されているが、工事発注時に上記の計画協議の進捗状況との関係についての協議が岡山県において行われていれば、その協議録等の関係行政情報を情報公開願いたい。

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「〇〇市との計画協議録」と特定した上で、請求のあった公文書の一部を非開示とする本件処分を行い、令和 2 年 4 月 16 日付けで審査請求人に通知した。

3 本件処分において実施機関が非開示とした部分及び非開示とした理由は、次表に掲げるものであった。

非開示部分	非開示理由
上記 1（1）及び（2）の文書のうち個人名	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、条例第 7 条第 2 号に該当
上記 1（3）、（4）及び（5）の文書の全て	請求のあった公文書は存在しない。

- 4 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和2年7月16日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 5 実施機関は、条例第17条の規定により、令和2年10月23日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

- ・請求項目の（1）及び（2）について  
個人情報に該当する部分は黒塗りでよいが、その他の部分は開示すること。
- ・請求項目の（3）、（4）及び（5）について  
公文書は存在しないと通知されたが、文書はあるはずである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、上記第2の1の項目ごとに、おおむね次のとおりである。

##### （1）及び（2）について

平成○年○月○日に、岡山県が○○市に対して文書で協議したものであり、平成○年○月○日付けで工事請負契約を行っている。

○○市との計画協議については、当然行っていると思う。協議を行っているのであれば当然協議録があるはずである。

平成○年○月○日に、平成○年○月○日付けの協議依頼に応じて協議が行われているが、これ以後において協議されていれば協議録及びこの協議に関係する図面等について開示願いたい。開示して欲しいのは、協議の相手方、時期や内容が記録されている協議録である。

個人情報に関する部分は黒塗りで、それ以外の部分については情報開示願いたい。

弁明書記載の条例第7条第2号（個人情報）に該当するものはいつ行われた協議か。そのくらいは情報開示されてしかるべきである。

上記の協議録のどこが個人に関する情報で、条例第7条第2号に該当するのか、弁明書での主張が理解できない。

##### （3）及び（4）について

岡山県が○○市と行った平成○年○月○日の計画協議の記録によると、市として確認したい事項があったようだ。これらについては、当然その後の協議は行われているはずである。

この確認事項及び平成○年○月○日に出された地元要望がクリアされた後に工事が発注されるものと思っている。

平成○年○月○日以降の○○市との計画協議について情報開示願いたい。弁明書では「平成○年○月○日以降の○○市との計画協議について請求がない」旨を主張

しているが、この開示請求では、〇〇市との計画協議について、個人情報に黒塗りで開示を願ったものである。個人情報は黒塗りと記載したのは、県が個人情報として一切情報を開示しないため、個人情報の部分については、部分的な黒塗りで開示を受けたかったためである。

別件で開示を受けた文書記載の経緯を受け、この計画協議が完了しているのか、未完了なのかについて、情報公開を求めている。

〇〇市は計画協議が整っていないと言っているが、岡山県は、協議が完了か未完了かについてどう認識しているのか。工事を発注しようとしているので〇〇市との協議が整ったという公文書はあると信じており、開示願いたい。

#### (5) について

〇〇市との計画協議が未完了で、地元要望にも回答を行っていない状態で工事を発注することは通常考えられない。このような中で工事を発注するのは、理由があるからであり、岡山県の内部では協議が行われていると思う。

平成〇年〇月〇日現在では、〇〇市は計画協議が整っていないと言っていたが、平成〇年度になっても同様であると言っている。

平成〇年〇月に工事が発注されているので、当然平成〇年〇月までには〇〇市との計画協議は整っていると信じているが、岡山県の弁明書では公文書を保有していないと主張している。

〇〇市が整っていないと主張する計画協議について、整っているのか否かについて明らかにしてほしい。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、第3の2に対応した項目ごとに、おおむね次のとおりである。

### (1) 及び (2) について

対象となる公文書は、平成〇年〇月〇日付けの岡山県と〇〇市との計画協議に関する協議録及び図面等であると特定した。公文書内の個人名は、個人に関する情報であって特定の個人を識別できると認められるため、条例第7条第2号に該当する情報として非開示決定を行い、それ以外の項目については原処分において開示している。

### (3) 及び (4) について

対象となる公文書は作成しておらず、保有していないため非開示決定を行った。

審査請求書において「平成〇年〇月〇日以降の〇〇市との計画協議」の開示を求めている点については、原処分に係る開示請求書において請求が行われていないため、原処分の当否を審査する本件審査請求における主張としては失当と考えている。

### (5) について

対象となる公文書は作成しておらず、保有していないため非開示決定を行った。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、上記第2の1(1)から(5)までに列挙する公文書である。

## 2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～七 略

## 3 文書の特定の妥当性について

平成○年○月○日付けで、岡山県が○○市に依頼している県道○○○○線に関する計画協議に関し、その結果についての協議録の開示を求めている項目について、審査請求人は、平成○年○月○日に、同年○月○日付けの協議依頼に応じて協議が行われているが、これ以後において協議されていれば、協議の相手方、時期や内容が記録されている協議録及び関係する図面等について開示願いたいと主張している。

これに対し、実施機関は、対象となる公文書は、平成○年○月○日付けの岡山県と○○市との計画協議に関する協議録及び図面等であると特定した、と説明しており、この際に特定された公文書は、次のとおりである。

ア 平成○年○月○日付け、「県道○○○○線について」と題するレジュメ(1枚)

イ 標準断面図・位置図が表示された文書(1枚)

ウ 平成○年○月○日開催の、○○市○○支所と○○県民局工務第二課の協議報告書(3枚)

エ ○○. ○. ○ 11:00～ ○○支所との手書きで記入されている「○○局 建第○号(平成○. ○. ○付)の計画協議について」と題された文書

審査請求人は、これらの文書のほか、平成○年○月○日以降に行われた協議に関し、作成した文書があれば開示を求める旨主張しているため、審査会は、実施機関に対して、同日以降に実施された協議がある場合、その記録の提出を求めた。

その結果、令和○年○月○日に○○市○○支所と○○県民局工務第二課の職員が協議した際の協議報告書及びその添付資料並びに同日の協議に応じて市が確認事項リスト(上記エの文書。以下同じ。)に加筆・訂正したもの(以下「令和○年文書」という。)が提出された。

令和○年文書に関して、実施機関は、次のように説明した。

開示請求書に記載された、平成○年○月○日付けで県が○○市に要請した協議は、計画当初の図面を基にする協議である。本来、計画協議は、計画策定時期に行うものだが、計画策定から30年近く経過しているため、工事再開前に、改めて当時の図面を基に協議したものである。

これに対し、令和○年文書は、令和○年○月○日に開催された市の○○支所との協議について記録したものだが、これは、平成○年○月○日付けで県が○○市に要請し

た協議の開始以降、〇〇地区の地元住民から計画変更に関する要望が出され、その検討結果を踏まえて修正計画が完成しつつある段階で、修正計画に関しての協議を行ったものであり、図面も県が市に依頼した協議の開始時点とは異なっていることから、異なる協議として請求対象文書には該当しないと判断した。

この実施機関の説明及び開示請求書において表示された審査請求人の意思を踏まえて、審査会において、インカメラにより当該文書を見分し、令和〇年文書を審査したところ、当該文書の主たる記載事項は、実施機関が説明するように、変更計画に関するものであった。

他方、情報公開においては、実施機関は、開示請求者が一般的に行政事務に通じていないことを前提として、開示請求者が求めた公文書を特定すべきものであると考えられる。本件の開示請求書において、審査請求人は、県が〇〇市に求めた協議の結果について、協議録・図面を含めての開示を求めていることが認められるが、県が市に求めた計画協議は当初図面に関してのものであるとの実施機関の説明が、道路工事に関する事務手順として一般的に成立するものであるとしても、そのことが広く県民に共有されている認識であるとは考え難いため、協議の当事者及び対象となる工事が開示文書と共通する令和〇年文書は、請求対象公文書に含まれうると理解するのが自然である。本件処分に先立ち、令和〇年文書の存在を審査請求人が認識し、当該文書を開示請求から除く旨の意思表示がなされたとの事実が認められないことも踏まえると、令和〇年文書は請求対象公文書に含まれると判断すべきものであったと考えられる。

よって、実施機関には、改めて令和〇年文書を請求対象公文書として特定し、条例第7条所定の非開示事由に該当するか否かを判断するよう求めるものである。

なお、開示請求書において、岡山県が〇〇市長に協議を依頼した「結果」と記載されている点につき、審査会が調査したところ、令和〇年〇月〇日付けで、この協議の回答に関する文書が〇〇市長から提出されていることが認められたが、当該文書は、開示請求のあった時点では実施機関が保有していなかったものであったため、本件審査請求においては違法・不当と評価されるものではない。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張に関しては、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

#### 5 結論

以上により、実施機関が行った本件処分に関しては、特定されていない文書について改めて特定を行い、開示又は非開示の判断をすべきものが含まれることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

#### 第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年10月23日	実施機関から諮問を受けた。
令和2年11月20日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和2年12月18日 (審査会第2回)	審査請求人及び実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和3年1月22日 (審査会第3回)	事案の審議を行った。
令和3年2月18日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和3年3月2日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
三 宅 昇	岡山県立大学地域創造戦略センター 「吉備の杜」推進室長	第一部会委員
田 並 尚 恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。



(別紙)

- 1 協議報告書（令和○年○月○日に○○支所建設課において開催された協議に係るもの。同報告書に添付された資料及び同日の協議に応じて市が確認事項リストに加筆・訂正したものを含む。）